

令和5年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年4月27日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和5年4月27日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第37号議案及び第38号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第39号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～
- (2) 東京都中学校英語スピーキングテスト事業次期協定に係る実施方針について
- (3) 令和4年度条件付採用教員の任用について
- (4) 「いじめ防止対策推進法」第30条第1項に基づく報告について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	田 中 愛 子
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	山 田 則 人
指導部長	小 寺 康 裕
グローバル人材育成部長	瀧 沢 佳 宏
人事部長	吉 村 美 貴 子
特別支援教育推進担当部長	落 合 真 人
（書 記） 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第7回定例会を開会いたします。

本日は、毎日新聞社ほか6社からの取材と、3名の傍聴の申込みがございました。また、毎日新聞社ほか5社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入る前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気等の基本的な感染症対策を継続し、議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方も、引き続き感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 3月23日の令和5年第5回定例会議事録については、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうござい

でしょうか。——〈異議なし〉——では、3月23日の令和5年第5回定例会議事録については御承認を頂きました。

4月13日の令和5年第6回定例会議事録につきまして、お配りしていますので、御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第39号議案及び報告事項（4）につきましては、人事及び個人情報に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第37号議案及び第38号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第37号議案及び第38号議案「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について」の説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について説明をさせていただきます。第37号及び38号議案を御覧ください。

まず「1 改正内容」についてです。（1）は東京都立学校設置条例の改正で、村山特別支援学校と清瀬特別支援学校の校舎老朽化による改築工事等の実施に伴いまして、一時的に仮設校舎に移転するため、学校の位置を変更するものです。また、（2）は東京都立学校設置条例施行規則の改正で、練馬特別支援学校において職能開発科を新たに設置するものです。

学校ごとに説明をさせていただければと思います。次の2ページです。

村山特別支援学校の概要です。村山特別支援学校は、肢体不自由教育部門の小学部・中学部・高等部を設置する特別支援学校です。4にありますとおり、同校の校舎

は昭和49年及び53年築と老朽化が進んでいるため、全面改築を行うものです。3の仮設校舎設置場所ですが、武蔵村山市緑が丘1460番地1です。9の全体計画を御覧ください。下段の緑が丘に設置する仮設校舎は、令和5年9月から使用開始し、その後本校舎を解体・改築を行う計画としています。

次に3ページ目を御覧ください。清瀬特別支援学校です。清瀬特別支援学校は、知的障害教育部門の小学部・中学部を設置する特別支援学校です。4のとおり、同校の校舎は昭和55年築と老朽化が進んでいまして、また在籍者の増加に対応するため、校舎の改築及び平成19年築の旧高等部棟は改修工事を行いまして、必要な教室数の確保を図るものです。3の仮設校舎設置場所は、清瀬市中里四丁目788番地1です。9の全体計画を御覧ください。下段の中里に設置します仮設校舎は、令和5年9月から使用開始し、その後本校舎の解体・改築及び改修を行う計画としています。

次に4ページを御覧ください。練馬特別支援学校への職能開発科設置についてです。平成29年2月に策定いたしました東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づきまして、障害の程度に応じたきめ細かい職業教育や就労支援を行うため、知的障害が軽度から中度の生徒を対象といたしました職能開発科を、現在5校に設置していますが、これに加え、新たに3校設置し、合計8校に設置する計画です。現在、練馬特別支援学校は、知的障害教育部門の高等部普通科のみを設置していますが、新たに今回6校目といたしまして、職能開発科の設置をさせていただくものです。

恐縮です。1ページ目にお戻りいただければと思います。「2 都議会に付議する時期」についてですが、令和5年第2回東京都議会定例会に付議を、また「3 施行期日」につきましては、（1）東京都立学校設置条例については9月1日を、（2）規則については公布の日から施行したいと存じます。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言お願いいたします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 今回、村山特別支援学校と清瀬特別支援学校の改築に関しては賛成いたします。今後、特別支援学校の改築に当たって、インクルーシブ教育を視野に入

れ、交流しやすいように公立の小・中学校に隣接するなども検討していただければと思います。よろしくお願いします。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 特段、図面のようなものが出ていませんけれども、多分、今、特別支援学校に求められる機能とといいますか、そういうものが新たに盛り込まれて、逆にこれまで、例えばプールなどに関してあった方がいいのか、それとも同じ土地内にもっと別のタイプの施設があった方がむしろ特別支援教育に資する内容になるのかなどを考えつつ、最適化が図られた図面となっていると認識してよろしいですか。

【特別支援教育推進担当部長】 今回、仮設校舎の建設を今進めているところですが、仮設校舎で土地の大きさであるとか様々な制約がありますが、その中で特別支援学校として最善の内容ということで図面を引かせていただいています。あわせて、本校舎についても委員のお話を十分承りながら、しっかり対応してまいりたいと考えています。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 新しい職能開発科の設置についてなんですけれども、積極的に新しくこういった職業教育の機会を拡充していくことはとてもよいことだなと思います。特別支援学校の職業教育の場合、どうしても地元の産業界の方々の御支援・御協力が欠かせないものになると思いますので、是非、既にいろいろと協議をされたりしていると思うのですけれども、しっかりとした体制を作って、職業教育を受けたその先を見据えた体制を構築していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 もう一つですけれども、今、ICTが大変発達をしています。特別支援教育に資するようなICTになるのではないかという期待も社会ではすごく高いかと思います。ですので、特に特別支援学校が大学のそういう研究機関と協力がしやすいような、そういう研究について一緒に行うような場所であるとか、個人情報保護を観点に入れた上で特別支援教育に資するような研究を、大学等の研究機関が行いや

すくするようなネットワークの構築であるとか、そういうことも含めて是非本校舎の建築に当たってはお考えいただけるといいのかなと思います。

【教育長】 そのように、今後の検討に反映させてください。

ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

## 報 告

(1) 令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～

【教育長】 次に報告事項（1）「令和5年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の答申について～教科書の採択方針について～」の説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 前回の定例会では、高等学校等の教科書採択の方針について報告をいたしました。本日は義務教育諸学校の採択方針について説明させていただきます。報告資料の3ページを御覧ください。

上段の図ですが、教科書採択の仕組みです。小・中学校等の義務教育諸学校の教科書につきましては、法令の定めによりまして、都立学校の採択や区市町村教育委員会等への指導・助言等を行おうとする時は、教科用図書選定審議会に意見を聞く必要があります。本日は図の水色の部分になりますが、審議会に諮問し、答申を得ましたので、その報告をさせていただきます。

4ページを御覧ください。国の検定から使用開始までの表です。今回、小学校用の教科書が新たに検定に合格し発行されることとなりました。枠を青色でお示ししているとおり、今年度の調査研究はこの小学校用の教科書が対象となります。下の表ですが、令和4年度の教科用図書検定結果の概要をまとめています。149点259冊が合格し

ており、これらの教科書について調査研究を進め、御採択いただくこととなります。

それでは、報告資料の1ページにお戻りいただきまして、採択方針の答申について説明をいたします。本答申は去る3月23日の第5回定例会で御決定いただきました、審議会への諮問事項のうち、教科書採択方針について、4月21日に開催された第1回審議会で審議の上、答申を頂いたものです。

「1 教科書採択に当たっての留意事項」につきましては、例年と変更はありません。

次に「2 教科書調査研究に当たって留意・検討すべき事項」についてです。こちらは例年から一部追加となったところがありますので、その部分について説明をいたします。

2ページを御覧いただきます。(3)が都立の義務教育諸学校で使用する教科書の、アが都立小学校で使用する教科書となっておりまして、アの2段落目のなお書きが追加になったところです。昨年度より、文部科学省の事業で、全国において希望する全ての小・中学校等に対して英語のデジタル教科書が、文科省の経費負担で提供されておりまして、昨年度末の文科省の通知におきましては、来年度以降も、英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供予定であり、今回の小学校英語の採択においては、デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができると示されています。これを踏まえて、私どもとしてもそのことに配慮して調査研究をすることといった内容でして、同様の内容がウの都立特別支援学校の小学部のなお書きにも記載されています。以上が、答申の内容です。

なお、今後の予定ですが、3ページの下段を御覧ください。この答申を受けまして、早速調査研究に着手させていただきまして、資料にまとめ、今後開催される選定審議会にお諮りした上で、6月と7月の教育委員会で報告をさせていただきます。これを踏まえまして、7月に御採択を行っていただく予定です。なお、今回の答申内容につきましては、他の採択権者への指導助言、それから援助として、区市町村教育委員会、それから国立・私立学校の校長にも通知をさせていただきたいと存じています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたらお願いい

たします。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。御報告事項の中の質問ではないのですが、先ほどデジタル教科書で、英語については調査をするということでしたが、東京都としてデジタル教科書を今後どのように採択されるという、何か方針があって、今後の見通しを教えてくださいと思います。

【指導部長】 まず、教科書採択の仕組みとしては、これは法令で紙の教科書を採択するという定めがあります。これは小・中学校の場合は無償給与の対象となりまして、加えてデジタルは、各教科書会社でほぼ準備が整っていて、これは有償となっていて、様々な値段が付いているわけですが、まず国の方針は、先ほど申し上げた英語、そして次に算数・数学を段階的に入れていく方向だと示されています。あわせて、これまで都教育委員会としまして、デジタル教科書を様々な教科で活用するため、小・中・高、それから特別支援学校、さらには不登校の児童・生徒に対して、都の費用で購入し、アカウントを配付して使っていただき、効果的な活用方法について検証しています。これは引き続き行いまして、今後の国の動向も踏まえながら、できる限りデジタル化を進めていくと考えています。あわせて、教科書だけではなくて、デジタル教材の活用についても研究をしているところです。

以上です。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 デジタルのことですけれども、今回、検定に合格した教科書の多くがQRコードを含んでおり、そのQRコードをタブレットで読み込むとデジタル教材につながるというような形式になっていると認識しています。紙で研究調査をするのか、QRコードの先も研究調査をするのかで、コストも全然変わってくると思いますし、範囲も変わってくると思いますが、QRコードの先というのが、文部科学省の方では検定作業は行っているのですか。

ないですね。ないので、よりQRコードの先が気になる場所ですけれども、東京都としてはどうされますか。

【指導部長】 調査の資料につきましては、基本的には教科書の内容ということ为前提とさせていただいているので、基本的にはQRコードの先の様々なリンク先までということの想定はしていないのですが、ただ作業の中で様々な確認はしていきたいと思っています。また必要があればそういった情報も御提供させていただきたいと思っています。いろいろなところに飛ぶようになっていて、いわゆる一般のネットにつながるような情報がありまして、そこからまた更にリンクが貼られていることもあるので、どんな状況かについては可能な範囲で確認はしていきたいと考えています。

【新井委員】 追加でいいですか。私は一般のネットにそのままつながっているなどという無責任なQRコードがあると思っていませんでした。例えばW i k i p e d i aのようなものにつながっていたとしたら、それを書き換えられることによって、誤った情報を子供たちが教材の一環として認知してしまうということがあるかと思っていますのですけれども、そのようなことに関しては、できればアラートがあってほしいなという気はします。別に今、子供たちは日常の中でも、また日頃の学習活動の中でも検索等は行っているのです、そのこと自体は別段やめさせようという意図はありません。ただ、教科書から行った先のものに関しては、正しいと普通に思ってしまいがちなのです、その点に関して十分にアラートが書いてあるかどうかということの点検はどうやって行っていけばいいのかなという、大変複雑なことになり、こちらの方もコストが掛かるなという認識があるので、一応お尋ねしました。

【指導部長】 私が丁寧に説明してなくてすみません。基本的には、いわゆるネットで配信されている教科書会社が責任を持って作っている教材が原則と聞いていますので、一応それも含めて確認はして、今のような御指摘の状況があるかどうかも含めて確認はしていきたいと思っています。ありがとうございました。

【教育長】 では、秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 教科書採択のことではないのですけれども、よろしいですか。教科書の利用の仕方ですけれども、持ち運びに重く、特に小学校1年生には大変な重さで、転んだ時に大きなけがにならないかと心配です。教科書の利用法を念頭に入れておくことをお願いしたいと思います。

【指導部長】 大変貴重な御指摘をいただきましてありがとうございます。例えば

ですが、都立立川国際中等教育学校附属小学校では、今は一応ルールとしては、例えば国語と算数は基本的に持ち帰りますが、それ以外の教科書は、必要に応じて持ち帰ることにしつつ、原則学校で保管して並べていて、必要に応じて活用しているというような工夫をしていますので、区市町村に対しても必ず全部の教科を毎日持ち歩くことがいいかどうかといったことは投げ掛けていきたいと思っています。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

## (2) 東京都中学校英語スピーキングテスト事業次期協定に係る実施方針について

【教育長】 次に報告事項(2)「東京都中学校英語スピーキングテスト事業次期協定に係る実施方針について」の説明を、グローバル人材育成部長、お願いします。

【グローバル人材育成部長】 スピーキング事業における次期協定に関しまして、実施方針をまとめましたので報告をさせていただきます。

始めに、このスピーキングテスト事業ですけれども、前回、これは平成30年度になります。ここで実施方針を定めまして、令和元年度から今年度、つまり令和5年度までの間、事業者と5年間の協定を締結して事業を行っているところです。令和4年度の実施と本年度の実施の方向性につきましては、前回の4月13日の定例会にて報告をさせていただいたところです。本日説明をいたします実施方針に基づきまして、スピーキングテストを実施する事業者を募集することになります。机上には実施方針の冊子を置かせていただいています。必要に応じて御確認をいただければと思います。

それでは画面を御覧ください。初めに、全体の概要を記載していますが、今回の実施方針では、中学校3年生を対象としたESAT-Jの実施に加えまして、中学1年生を対象とするESAT-J Pre1と呼ぶことにいたしました。それから中2を対象とするPre2を実施する旨、冒頭に記載をしています。

「話すこと」の評価の方法ですとか、実施の目的などにつきまして、画面に記載しているとおりです。

3にスピーキングテストの実実施スケジュールがあります。表にありますように、今

年度実施いたします、3年生を対象としたE S A T－Jにつきましては、現協定における実施となります。新たに締結します協定に基づいて、来年度から令和10年度までの5年間、3年生を対象としたE S A T－Jを実施いたします。また、今年度から開始します、1・2年生を対象としたP r e 1そしてP r e 2につきましても、この新協定に基づく事業者と実施をしていくこととなります。

「4 東京都教育委員会と事業者との連携方法及び費用負担の在り方」においては、事業者と協定を締結すること、受験に係る費用は都教委が負担することなどを記載しています。

続きまして、スピーキングテストを実施する上での要件をまとめています。上段に、まず3年生を対象としたE S A T－Jについて記載していきまして、令和6年度以降の出題方針、出題の内容や方式など、現在行っていますE S A T－Jとほぼ同じ内容で実施をしていきます。上段の令和6年度の表の下に、※印がありまして、今後、学校の状態の変化ですとか、あるいは技術革新などが想定されます。スピーキングテストが利便性を高めて安定的に、また低コストで実施できるような環境に変わることも可能性としてあります。その認識の下、変更することも想定しながら、変更する場合には原則として変更する年度の前々年度、つまり3年生で受験するテストが変更となる場合には、その当該の生徒たちが中1の時にはその内容を確定するというのを原則としたいと考えています。

続いて、中段になりますけれども、P r e 1、P r e 2の実施要件です。こちらは区市町村教育委員会と十分に連携・調整をして実施をしていきたいと考えています。その上で、3年生のテストと異なる点としては、(3)にあります、実施の日程、これはどこか1日設定して一斉に行うということではなく、学校の時間割ですとか行事なども踏まえて、各中学校で設定していただくこと。それから5番目、会場につきましても、在籍する中学校で実施するというのを想定していきまして、今後、区市町村等と調整をしていきたいと考えています。中1と中2の生徒には、日頃の学びの延長として、このテストを活用していただけるように設計をまいります。

Ⅲです。スピーキングテストに係る都教委の役割ですが、実施要件の確認、財政負担、問題の決定、実施及び運営に関する承認、それから個人情報の取扱いについてな

どを記載しています。

最後に今後の予定です。この後、5月の中旬に事業者を募集するための募集要項を公表いたします。そのあと、外部有識者などからなります審査委員会での審査を経て、最優秀事業者を決定し、事業者と協定を締結する予定です。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言をお願いいたします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。これは報告事項ということですので、意見というよりは質問をさせていただきたいと思います。1・2年生が、文部科学省から読む・書く・話す・聞くの4技能をバランスよくとされていることですので、普段から話すことについても客観的な目で、あなたはこの辺りにいますからもう少し頑張りましょうというようなフィードバックが返るということ自体はとてもいいことだと思うんですけども、1・2年生が受けたことに関しては、主に内申点に反映されるような仕組みになるんでしょうかというのが、まず一個目のお尋ねです。

【グローバル人材育成部長】 これは都教委の方で問題の作成をして、それで実施をすることも踏まえますと、これを使ってそのままその結果がいわゆる内申点に反映されるべきものということとは少し整理して考えなければいけないと思います。最終的にその評価をするのはそれぞれの担当の教員ですので、これを使うかどうかも含めてということになります。やはり普段の学習の成果というものも評価するのが内申点の考え方だと思います。

【新井委員】 ということは、これは学習機会として提供するという位置付けになるということでしょうか。学習振り返りの機会を提供するというような位置付けになっていますか。

【グローバル人材育成部長】 振り返るという意味もあると思います。また、同時に、今委員がおっしゃったように、客観的な指標に基づく評価をそれぞれフィードバックされることによって、生徒本人も、それから教員自身も、いわゆる指導と評価の一体化とよく言いますが、それをする上での活用をしていただくということを目指し

て実施するということになっています。

【新井委員】 なぜそれを聞いたかということの経緯を少しお話ししたいと思います。このPre E S A T - Jに関して、これであれば録音をしなくても、U U I Dのようなものを使用して、インターネット経由で、U U I Dという識別子だけで取り違えることなく採点者のところまでクラウド経由で持っていけるのではないかなと思っています。バラバラ受けるということもありますので、そうすると、録音から起こすコストとか、今取り違えているとは思わないですけれども、取り違えないように何度も確認をするということに関するコストとかがかなり抑えられるのではないかなというのが感覚としてあります。ただ、一斉に絶対やるとなると、何%か受けられないような状態に陥るだろうなというのが、今現在の感覚です。そうすると、このPreの時には、そこまでできなかつたら次の時間というようなことが許されるので、それだったらいいな、コストが抑えられるなという感じがするのですけれども、E S A T - JはやはりしばらくU U I Dだけでは難しく、録音して、それを取り違えないように渡すようなことだと、コストがすごく掛かり続けるなと思っています。本当だったらE S A T - Jもインターネット経由で、録音ではなくてできるようになると、コストが削減できるなという印象があって、それを3年間同じようにして、それが内申の中に入るのだと気が楽になるなというのが一般委員の感覚だったので、お尋ねをしました。

単に意見という感じですか。

【グローバル人材育成部長】 おっしゃる趣旨も十分に踏まえて検討していきたいと思っています。先ほど私も今後環境の変化によって利便性を高め、安定的に低コストで言ったのですけれども、おっしゃる点も十分に踏まえながら、今後技術革新を適切に反映することによって、テストの実施の方法もそうですし、普段の授業の中の改善にもより使いやすいようにしていくという視点は持ち続けて取り組んでいきたいと思っています。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 基本的な実施方針については賛成ですけれども、今、新井委員がお話しになられたこと、そこまで僕は技術的にはよく理解していませんが、実は同

じょうなことをお伺いしようと思っていたところがあります。Pre 1、Pre 2は基本的にはできるだけ低コストで、ネットを利用して行えばいいのではないかなと思っていました。ですので、そのような形で実施可能ですかというのをお伺いしようと思ったのですが、その時にあまりしっかり考えていなかったなど自分でも思ったのですが、新井委員が内申というお言葉を使われましたけれども、成績ということなのかなと。内申点は最終的には中学3年次の成績に基づいて内申になっていくので、Pre 1、Pre 2は基本的には関係ないと思うのです。ただ、Pre 1、Pre 2を英語の成績評価に使う先生や学校というのが出てくるのかなと思うのですが、それはどうなんだろうというのも、考え方はどちらもあり得るとは思うのです。当然、授業でやっていることを確認するものなのだから、それも踏まえて、学校の英語の成績に反映させようというのも一つの考え方でしょうし。ただ、先ほどお話を伺っていて、技術的にいろいろと課題も出てくるかもしれません。それは、僕はPre 1、Pre 2の場合は、ある意味いいと思います。つまり、入試ではないので、むしろ課題が出てきたらそれを潰して行って、改善して行って、よい仕組みができて、最終的に信頼に足るものができればそれが入試で使われるという形に、Pre 1、Pre 2を使っていくということもできるのかなと思いますので、課題が出てくることは構わないとか、むしろいいことだと思いますけれども、もし課題が出てきたりする時に、学校の成績評価に使うということが果たしてどうなんだろうというようなことも出てきますので、場合によっては東京都の方針として、教育委員会の方針として、こちらは学校の成績評価には使わないでくださいというようなことを伝えるのも一つの考え方です。正直、僕はどちらがいいのか自分でも今は分からないのですが、御検討いただきたいなと思います。成績評価に使ってもらうことも意味があることだなと思いますし、むしろ成績評価とは関係のないものとしてやっていただく、先生方があくまで授業改善をして行って、英語の指導をしていく中、スピーキングの指導をしていく中の参考資料として、また子供たち自身がそれを踏まえながら、自分の学習を振り返ったりする参考資料であって、テストではないですよ、だから成績評価とは関係ないですよと言ってしまうのも一つかなと思います。考え方は幾つかあるかと思うので、是非整理をしていただいて、これを実施していくことが必要かなと、先ほどの

新井委員のお話を伺っていて思ったものですので、コメントさせていただきました。

【グローバル人材育成部長】 先ほどと重複しますが、いわゆる普通の授業における評価、それぞれの学年での通知表とか、それはそれぞれの学校の責任の下で行われているということは、それは変わらないと思います。その延長上に立った時に、例えば使わないでくださいという言い方自体も、もしかすると慎重であるべきだと思います。ただ、この試験を活用して、最終的に子供たちの英語力を高めていきたいという点については、共有していると思います。引き続き、この試験の趣旨については、十分に丁寧に説明をしていきたいと思います。

試験を実施する主体として、テストを実施するという事業構築の部分と、授業の中で成績や指導をどう改善していくかということ、両方の議論が少し混じってしまっている部分があるかと思います。まずはテスト実施の部分私たちとしてはしっかりやっていきたいと。ただ、いろいろなフィードバックも受けながら、より改善に生かしていけるようしっかりやっていきたいと思います。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 少し誤解があったかと。技術的な課題というのは、この間の学テの英語のスピーキングで、3%ぐらい問題があったような話を……。

【教育長】 12.5。

【新井委員】 12.5%もあったのですか。あれは1回しかできないから、その子供たちが次の時間に受け直すということができないのですけれども、これのやり方でしたら次の時間にもう一回受けるということはできることなので、運用で技術的課題というものは乗り越えられるだろうと思っています。例えば、これというのは、1組は1時間目にやって、2組は2時間目にやったことだから、それはカンニングになるかもしれないようなうわさはあると思うのですけれども、本当にそういうことで、あとで受けた方が有利になるのかということも含めて、多分検証が行われるだろうと思っています。なので、すぐに直結して、英語の4技能のうちのスピーキングはこれで決めるとかということをお前は言っているわけではありません。そうではなくて、英語の4技能の成績の横に、参考資料としてこの数字なり何なりが入ってくるという方がいいだろうとは思っていて、それは保護者にフィードバックがかかるという意味でも、先

生方が、こうだったからこの自分の話すという観点は妥当なのかなということをお考えになるきっかけにもなるかと思うので、混ぜるというよりは、並列して書く欄がある方がいいのではないかなと思った感じです。

【北村委員】 僕も正にそういう使われ方がより好ましい、あるいは適切な使われ方ではないかなと思いました。ただ、先生や学校によって、そこをそう考えられずに、テストの代わりになると思ってしまうと困るなということで、先ほど場合によってはというようなことまで申し上げたのですけれども、正に新井委員が今御説明くださったように、これを成績評価の中に入れて込んでしまうよりは、参考資料として横に置いておくというイメージがとても大事ではないかなと思います。

【教育長】 そこは丁寧にやりとりをしてください。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。この実施方針の詳細になってしまいますけれども、質問して大丈夫でしょうか。今の話と全然観点が違うのですけれども、事業者選定において、今回全く新しくなるのは、今お話に出ているPre 1、Pre 2という中学校1年生と2年生を対象にする、学校別にやるところが今までの事業者選定の協定内容と大きく追加になると認識していますけれども、Pre 1、Pre 2においても、これを読むと、協定の事業者が、実施責任者及び補助員のほか、スピーキングテストを確実に実施するための必要な人員を配置するということが書いてありまして、これはやはり事業者を選定される時に、学校別に1月から3月にかけてかなりバラバラと実施されることになるので、どのような形で人員を確保するつもりなのかということも含めて、しっかり確認していただくようなことをお願いしたいですし、そのおつもりですかというのが一つ目です。

もう一つは、この下の段で、使用機器ですけれども、中学生なので、皆さんそれぞれ一人1台端末をお持ちで、その端末を使用する場合と書いてあるので、使用しない場合も想定されているのかという、この二つの質問です。

【グローバル人材育成部長】 5ページに書いてある、Pre 1、Pre 2の監督等についてですけれども、ここで私たちが考えている趣旨としては、やはり何かしらの準備であるとか、あるいはこのあとの話にあります。もし別の端末を使うのであ

ればそれを配送したり、回収したり、あるいは事前にネットであればその環境を確認したりという技術的な作業が一定程度必要になりますので、そこについては学校に全てをお願いをするということではなく、しっかり安定的に実施をするために必要な人員をきちんと配置をするということを考えており、その点については審査会では十分に検証するポイントになると考えています。

【宮原委員】　　そういうことかなと思ったのですけれども、この3か月の間にかなり日程や時間が、同じ時間ではなくて違うタイミングで、実施責任者、補助員、あるいはサポートする人員を事業者側が配置するという事だと思っておりますので、是非、協定をする事業者の選定の時に、どうやって確保するのかということについてもしっかりと確認をしていただきたいと思っております。それは昨年度、一発勝負で2回行われた時の人員確保のようなところで、少々、もう少し書き方があるのではないかと考えた点もありましたので、実際に学校に入って行く人たちなので、やはりどういう形で確保しようとしているのかということもしっかり見ていただきたいということが一つと、この一人1台端末を使用する場合にはどういうトラブルが起こり得るのかということも含めて、そこについては事業者は分からないことだと思っておりますよね。それぞれの学校が違うスペックの端末を使っておられ、様々な使い方をされていると思うので、その学校での使われ方に対して、事業者の補助員がぼっと来て具体的にサポートできるかということ、少し疑問だなと思うので、その辺りをどのようにサポートをするかというのを今後御検討いただきたいと思っております。

【グローバル人材育成部長】　　端末については、先ほど最初の方の説明にあったとおりで、どちらも想定していく必要がありますし、今後改善をしていくということで書いていますが、それぞれ学校で状況が違うようなことも想定されますので、当日の運営もそうですし、機器についてのサポートも含めてしっかりやっていくということを課して選定していきたいと思っております。

【教育長】　　新井委員、お願いします。

【新井委員】　　今それを聞いて、宮原委員の御指摘は本当にごもつともなので、私からも追加でお尋ねしますけれども、多分学習eポータルはもう既に学テが実施されたから、全ての自治体に入っているのだらうと思っております。だから、普通に考えると、

学習 e ポータルにその日になるとボタンが出て、それを押したら始まるというのが一番まともなやり方だと思うのです。学習 e ポータルはどこかの業者のものが入っているかというのは、東京都内でも全部統一なわけではなかろうと思って認識しています。その学習 e ポータルと連携して行うにしても、英語の採点の方はそういう学習 e ポータルの会社ができるわけではないので、方法論として、学習 e ポータルを各自治体が配置しているはずなので、それを使って先生がやらせるというような形が最もまともな方法論だと思うのです。そうすると、それを条件に入れるのか入れないのか、学習 e ポータルを通じてと書いてしまえば、そこである程度問題解決ができるような気もするのですが、そこは書かないですか。

【グローバル人材育成部長】 書かないと考えています。先ほど※印云々でお話したように、将来的にそういう方向も検討していくことは当然あると思いますけれども、少なくとも今年度から実施するという点で、そこで前提を縛ってしまうことで、制約が生じるということもあると思いますので、逆にそういう提案がもしあって、その可能性が十分に担保されるということなのであれば、それを排除することではないと思いますけれども、まず、今回の全国学調の状況も踏まえながら考えていく必要はあるのではないかなと、現時点では思っています。

【教育長】 今回の国のテストの実施、先ほど12.5%と申し上げましたが、少なくとも中学3年生についてはオンラインでやるのは困難だと思っています。

【新井委員】 中学3年は無理です。

【教育長】 特に国は、12.5%という話もありますし、通信環境の問題もあって、全体の5%の学校でしか同日実施ができていませんので、中3に関してはなかなかオンラインでやるのは厳しいなと思っています。その場合、中1、中2と中3でGIGA端末とタブレット端末でやり方を変えるということと、どうせ中3でタブレット端末を使用するのであれば、中1、中2のうちから、それを使って受けて、子供たちも慣れていくという考え方も、どちらもあると思うので、そこは事業者にいろいろな選択肢を用意して、提案を頂いた中で、こちらとしても、事業者がどれだけ確実に実施できる体制を確保できるのかというのを見極めて選定をしていくということで、あまりこちらでやり方を限定しない方がよいのではないかなと考えています。

ほかにこの件に関してはいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 今、先生方のいろいろなやりとりを聞いていて、そういう観点もあるなどか、そういうことが問題となるのだなど、いろいろ私も考えさせられるところがありました。このPre 1、Pre 2、やっていくことはすごく重要だと思うのです。ですから、やっていくということには何の反対もないのですが、私たち委員は、比較的このESAT-Jを導入する時点からいろいろなことの説明を受けながら検討してきて、ある程度知っていると思っているのですが、それでもこのようにいろいろな疑問が出るということは、やはり実際に受ける側とか、保護者の方々の不安とか疑問というのは、私たち以上にあるのではないかなということが想定されます。それから各学校によって採点をどうするかということも委ねられるということになればなおさらですね。ですから、やはり更に丁寧に御説明し、御理解を得ていくということがしばらくの間は必要であるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 今、採点とおっしゃったのは評価のことですか。

【山口委員】 そうです。評価です。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

では、ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

### (3) 令和4年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 次に報告事項(3)「令和4年度条件付採用教員の任用について」の説明を、人事部長、お願いいたします。

【人事部長】 それでは説明させていただきます。初めに、条件付採用の仕組みについて簡単に説明させていただきます。表の下、参考にもお示ししています。条件付採用は、採用選考だけでは能力の実証に限界があることから、採用から一定の期間を条件付といたしまして、職場での勤務を通じて職務能力を観察し、職務を良好な成績で遂行した時に正式採用とする制度です。条件付採用の期間は、教諭につきましては

教育公務員特例法の規定により1年、養護教諭、実習助手等につきましては地方公務員法の原則に基づき6か月となっています。勤務成績についての特別評価を実施し、正式採用の可否を判定いたします。

表の右側、太枠の中が令和4年度の状況です。条件付採用教員数は2,429名、正式採用者数は2,321名、正式採用とならなかった者は108名でした。108名の内訳といたしましては、(ア)年度途中の自己都合退職者等が101名、この主な事情といたしましては、約半数が病気によるもの、約4割が転職、進学などの進路変更、残りの約1割が介護、転居などの家庭事情となっています。また、(イ)懲戒免職になった者が1名、(ウ)冒頭に説明いたしました正式採用「否」の者が6名となっています。正式採用「否」の理由といたしましては、学習指導力や生活指導力が低く指導しても改善が見られない等となっておりまして、校種別に見ますと、小学校で4名、中学校で1名、高等学校で1名です。勸奨等によりまして、全員自主退職をしています。これらを含め、新規採用者で正式採用とならなかった者の割合は全体で4.4%です。

こちらは民間の企業と比較してみますと、令和4年度の厚生労働省の統計では、民間企業大卒1年目の離職率が、令和3年3月の卒業生で12.2%ですので、民間に比べますと約3分の1と低くはありますが、一度は都の教職を目指して実際に就いていただいた方が短期間でお辞めになってしまうというのは非常に残念なことです。貴重な人材の流出防止に向けましては、今年度から開始する新規採用者の全員を対象としたアウトリーチ型の相談事業や、職務面でのサポート体制の充実ですとか、また働き方改革をはじめ、教職の魅力向上のための実効性ある施策を展開してまいりたいと思っています。

また、この条件付採用制度につきましても、教員の質の担保という意味から、引き続き厳正な運用に努めてまいります。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたら御発言お願いいたします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 この条件付採用については、最後におっしゃったように、本当に質

の担保というのが皆さん一番気になさるところかと思imasるので、是非そこはしっかりと今後も考えていただきたいなと思うのですが、今、特に今年度、小学校の先生の数が非常に厳しい状況になったりする中で、より多くの方に教師として教壇に立っていただきたいというのがありますので、こういった機会も含めて教職に就いていただきたいと思imas。多いのか少ないのか分からないですけれども、自己都合の約半分の50名ぐらいの方が病気ということで、2,400名ぐらいの中で50名が病気というのは、個人的にはすごく多く聞こえるような気もします。この病気というのは、肉体的なもの、精神的なものを含めての病気ということなのではないでしょうか。

【人事部長】 半数が病気で、肉体的なものは1割程度で、4割程度がメンタル的なものとなっています。

【北村委員】 これは先ほどの民間企業の場合にも同じようなことだとは思imasるので、特に教職に特有の部分と、そうでない部分、新入社員、新入職員、新入教員、みな新人としての難しさというものがあるかと思imasるので、なかなかどう判断すればいいのか難しいところがあるんですけども、せっかく教師になろうと思utteくださった方々が、メンタルのところであまく適応できていけない部分については、いろいろとサポートの体制もありますけれども、引き続き丁寧に見ていていただきたいなと思imasしたので、よろしくお願imasします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願imasします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。正式採用にならなかった方が108名いらっしゃいますが、小学校・中学校の種別はどうなっていますでしょうか。

【人事部長】 小学校が66名、中学校が20名、高等学校が8名等という状況です。

【秋山委員】 今、北村委員が言われたように、小学校の教員が不足していることから、小学校の方が多く辞めているというのは残念だと思imas。そこで、中途離職の予防として、今、部長が幾つか述べてくださいましたが、採用する際に安心して職場に入れるように、早期に研修を行うとか、あるいは受入れ側の職場の体制を検討する必要があるのではないかと思imasるので、よろしくお願imasします。

【人事部長】 初年度研修につきましては、東京都は非常に丁寧にやっているとこ

ろでして、研修センターでの研修だけでも年間10回以上、課題別研修で6回以上、また先輩の先生が必ず指導教員で付くのですけれども、そういう指導教員との校内の研修が年間180時間と、かなり丁寧にやっています。他方で、より身近な、少し上の先輩に相談に乗っていただくとか、そういう仕組みについても今後検討していきたいと思っています。

【秋山委員】 私も新年度の採用の研修に参加したことがあります、あのような研修だけではなく、現場に入って、実際に知る研修も必要ではないかなと思います。

【人事部長】 承知しました。

【教育長】 ほか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。既にお話のあった内容に追加ですけれども、学校側の受入れ体制というところで、少し今いらっしゃる先生方の意識も変えていくような努力も必要かなと思っています。民間企業で12%ということなので、我々産業界も非常に若手の社員の定着ということについて大きなテーマとして取り組んではいます。その時に感じますが、今、ダイバーシティといった時に、よく性別だとか性的マイノリティーということについては、皆さん御理解がだいぶ進んでこられたかなと思うのですけれども、実はダイバーシティの一つに世代というものもあります。ジェネレーションの違いがどれだけ価値観の違いを生むかということも実は大きなテーマで、取り組んでいる企業もたくさんいらっしゃいます。そういう意味で言うと、自分の世代と違う世代も一緒にいた時に、どれぐらい自分たちの常識がその世代と違うのかということ認識してくれないと、やはり寄り添うとか、配慮をするということが欠けてしまうと思いますので、是非ダイバーシティという観点で、世代の違い、そこで生まれる価値観の違いということも、受け入れる先生方に対する一つの意識変革として是非取り組んでいただければと思います。これは提案です。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

5月25日（木）午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会です。5月11日の予定となりますが、現在のところ案件がありません。そこで、次回は5月第4木曜日の5月25日午前10時より教育委員会室にて開催をさせていただければと存じます。

【教育長】 ただいま御説明がありましたとおり、5月11日は案件がないとのことです。5月11日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、5月11日の教育委員会は開催しないことといたします。次回は5月第4木曜日の5月25日です。お間違いのないようによろしく願いたします。

日程そのほか、何かありますでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時6分)